

横浜地域調達情報

令和6年10月22日公表 調達番号：横24250号

件名：白灯油の購入【概算総価】（旭警察署）

見積書提出期限：令和6年10月31日（正午） 見積書提出場所：調達課 調達グループ

項目番号	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	白灯油（警察署）		J 1 S 1 号規格 ドラム缶納	-	1,600	L	契約締結日 ～ 令和7年3月31日	旭警察署 (旭区本村町33-5) ほか 交番・駐在所14か所
2	白灯油（交番・駐在所）		J 1 S 1 号規格 18Lポリ容器納	-	1,700	L		別紙仕様書のとおり

特記事項

- 1 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減する可能性がある。
- 2 見積金額は「ドラム缶納」及び「18Lポリ容器納」1Lあたりの消費税抜きの単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額（概算総価）とする。
- 3 見積金額は、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
- 4 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること（1円未満の端数が生じたときは小数点第5位以下切り捨て）。
- 5 詳細は、別紙「仕様書」のとおり。

仕様書

1 件名

白灯油の購入【概算総価】

2 業務内容

神奈川県旭警察署及び各交番・駐在所への白灯油の配送供給

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 契約方法

単価契約

5 購入予定数量

白灯油 J I S 1号 警察署：1,600L、交番・駐在所：1,700L

※ 数量は、概算数量であり、実際の購入数量については増減の可能性がある。

6 納入条件及び方法

- (1) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (2) 給油する白灯油はJ I S 1号規格のものであること。
- (3) 週1回（100～200L）程度の発注で、交番及び駐在所については、18Lポリ容器納めとし、警察署については、ミニローリー等による200Lドラム缶納めとすること。

7 納入場所及び所在地

	納入場所	所在地	納入方法	予定数量
1	旭警察署	旭区本村町33-5	200Lドラム缶納	1,600L 18Lポリ容器納 1,700L
2	二俣川交番	旭区二俣川1-5-1		
3	左近山交番	旭区左近山1428		
4	市沢交番	旭区市沢町116-2		
5	鶴ヶ峰交番	旭区鶴ヶ峰1-1-5		
6	白根交番	旭区白根3-25-11		
7	ひかりが丘交番	旭区上白根町909-6		
8	今宿交番	旭区今宿東町1624-3		
9	希望ヶ丘交番	旭区中希望が丘262-1		
10	南希望が丘交番	旭区南希望が丘79-24		
11	上川井交番	旭区上川井町11-7		
12	笹野台交番	旭区笹野台4-65-1		
13	若葉台交番	旭区若葉台2-7-2		
14	都岡駐在所	旭区都岡町14-11		
15	ニュータウン駐在	旭区今宿2-1-6		

8 発注方法及び納入要領

- (1) 発注については、概ね週1回とし、当方が指定する納品日の前日16時までに「注文書」をファクシミリで送付して行うものとする。
- (2) 各納入場所において納品書を作成し、勤務員等の履行確認印又は確認の署名を受け、旭警察署会計課へ提出すること。納品書には、納品者表示（法人名・所在地）、納品先（旭警察署長）、納品年月日、納品場所（交番名等）、納品する物品名（白灯油）及び数量を必ず記載すること。

なお、納入品に不適格品があったときは、直ちに代替品を再納品すること。

- (3) 自動車を使用して物品等を配送する場合は、低公害車（神奈川県府内グリーン配達実施指針2（4）に規定する「低公害車」をいう。）の使用及びエコドライブ（同指針2（5）に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。

9 代金の請求

支払いは、納品検査完了後、1ヶ月分をとりまとめて、翌月に請求するものとし、この請求金額に1円未満の端数が生じたときは、1円未満の端数は切り捨てる。

なお、発注者は受注者から適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

10 その他

本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなす。

- (1) 業者調査への協力
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づく契約解除等
- (3) 契約の履行遅滞に関しては、天災地変でやむを得ないと認められる場合、又は発注者側の都合による場合を除き、履行期限の翌日から起算して遅延日数1日につき契約締結日の神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第33条第1項の規定に定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額の違約金を徴する。
- (4) 県へ物品の販売をする場合、原則、契約情報として「契約相手方（法人名及び代表者氏名又は個人氏名）」などを県ホームページで公表する。

※（1）及び（2）に係る契約条件の詳細は神奈川県ホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>）を参照。